

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230306	株式会社チューガイ(法人番号8240001006931) 代表者長井 聡司	広島県広島市安佐南区大町東3丁目12-42	本社	広島県広島市安佐南区大町東3-12-42	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条4項	令和4年3月10日及び同年3月29日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書の保存義務違反(安全規則第9条の3第4項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	4	4
20230313	西濃運輸株式会社(法人番号7200001015755) 代表者小寺康久	岐阜県大垣市田口1	岩国営業所	山口県岩国市飯田町一丁目2-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年1月17日及び同年2月14日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(3)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20230314	株式会社CLIP(法人番号3240001050281) 代表者仙波雄史	広島県広島市佐伯区石内上一丁目14番3号	本社営業所	広島県広島市佐伯区石内上一丁目14番3号	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年7月28日及び同年9月22日、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	2	2
20230322	西部運輸株式会社(法人番号1240001031060) 代表者横山立	広島県福山市箕沖町105-17	広島支店	広島県廿日市市宮内工業団地1-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和4年11月10日、令和5年1月10日及び同年2月22日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	10	0

20230328	佐藤重輸株式会社(法人番号5240001030703) 代表者佐藤寛文	広島県福山市南松永町2丁目7-8	本社	広島県福山市南松永町4丁目5-59	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和4年5月11日及び同年7月21日、救護義務違反があったことを端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(11)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	8	8
20230330	共進運輸倉庫株式会社(法人番号3260001015753) 代表者田原大輔	岡山県倉敷市連島町鶴新田1722-4	本社営業所	岡山県倉敷市連島町鶴新田1722-4	事業の停止(30日間)、輸送施設の使用停止(190日車)、輸送の安全確保命令及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項第1号、同条同項第2号、同条4項、法24条の4第1項及び法60条第1項	令和3年11月10日、同年11月26日、同年12月27日及び令和4年2月21日、情報提供を端緒として監査を実施。18件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)乗務時間等告示のなお書き遵守違反(安全規則第3条第4号)、(4)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(6)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(7)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(9)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(13)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(14)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(15)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(16)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(17)社会保険等加入義務違反(施行規則第14条第2号)、(18)事業実績報告書提出義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)	49	49

20230331	株式会社ムロオ(法人 番号6240001026634) 代表者山下俊一郎	広島県呉市中央1丁目6-9	山口菊川セン ター	山口県下関市菊川町大字 田部271	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和5年2月15日、同年3月2日及び同年3月23 日、死亡事故を端緒として監査を実施。1件の 違反が認められた。運転者に対する指導監督 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第10条第1項)	0	0
----------	--	---------------	--------------	----------------------	------	-----------------------	---	---	---